

【四條畷市総合公園】 各種施設等の利用料金改定のお知らせ

令和2年4月1日より四條畷市総合公園の管理運営は民間事業者による管理運営を実施しております。

今回、管理運営事業者より提案があり協議いたしました結果、多目的広場の人工芝化による利用料金の改定及び民間事業者の運営による各種施設等の利用料金に消費税相当額の加算について、令和2年12月議会でも都市公園条例の一部（[利用料金：管理運営者 HP 参照](#)）を改正いたしました。

今後とも、四條畷市総合公園の魅力向上に努めて参りますので、何卒ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

■問合せ先

「利用料金・施設利用等に関すること」

四條畷市総合公園管理運営事業者：特定非営利活動法人 TEN・アスリード

HP: <http://nawate-recreation.sblo.jp> TEL 080-1496-0153

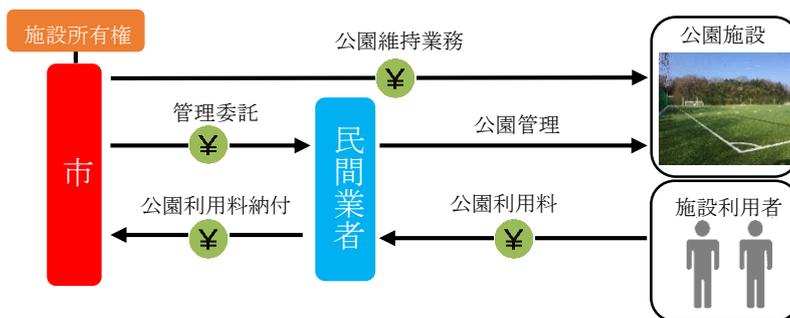
「管理運営手法に関すること」

四條畷市都市整備部建設課 TEL072-877-2121

※ [四條畷市総合公園の管理運営手法について]

○従来（令和2年3月31日まで）の手法：管理委託

市が公園の維持管理について、管理委託業務等を発注し公園管理を実施。



○新たな手法（令和2年4月1日から）：設置管理許可制度（都市公園法5条）ほか

市は、公園の設置・管理について、民間事業者に許可。

民間事業者は、公園の利用促進等を図りながら、公園利用者の利用料の収入をもって独立採算制で公園の運営、サービスを実施。

